



報道関係者各位

令和3年5月28日
〔照会先〕埼玉労働局労働基準部健康安全課
課長 阿部 恭之
産業安全専門官 堀川 道蔵
電話番号 048-600-6206

令和2年の埼玉県内の労働災害発生状況を公表します

～死亡者数は過去最少、休業4日以上之死傷者数は8.5%増～

埼玉労働局(局長 増田嗣郎)は、令和2年の埼玉県内の事業場における休業4日以上の労働災害発生状況を取りまとめたので公表します。

死亡者数は18人で対前年比15人(45.5%)減となりましたが、休業4日以上之死傷者数は6,769人で対前年比532人(8.5%)増となっています。

特に増加割合の高い社会福祉施設については、関係団体等に対し「腰痛」、「転倒」等の災害を防止するための取組を要請するとともに、令和3年度の「全国安全週間」を迎えるに当たって労働災害を減少させるため、各事業場が安全意識の高揚と安全活動の定着を図るよう、あらゆる機会を通じて周知啓発を行います。

1 令和2年の労働災害の発生状況(資料1～4参照)

(1) 死亡者数(資料1、3、4)

ア 死亡者数は18人で対前年比15人(45.5%)減となっています。

イ 業種別で見ると、建設業8人、製造業4人などとなっており、この2業種で全体の約70%を占めます。

ウ 事故の型別で見ると、「墜落・転落」、「はさまれ・巻き込まれ」、「交通事故」がそれぞれ4人などとなっています。

(2) 休業4日以上之死傷者数(資料1、2、4)

ア 休業4日以上之死傷者数は6,769人で対前年比532人(8.5%)増となっています。

イ 業種別で見ると、製造業1,366人(98人、6.7%減)、陸上貨物運送事業1,263人(52人、4.3%増)、小売業790人(74人、10.3%増)、社会福祉施設663人(245人、58.6%増)などとなっています。

ウ 事故の型別で見ると、「転倒」1,563人、腰痛等の「動作の反動・無理な動作」1,179人などとなっており、「転倒」災害は全体の約23%を占めています。

エ 新型コロナウイルス感染症による死傷者数は265人であり、その内訳は医療保健業121人、社会福祉施設107人などとなっています。

(裏面に続く)

2 令和3年度全国安全週間の実施(資料5～9参照)

(1)実施期間

本週間7月1日～7日、準備期間6月1日～30日

(2)スローガン

“持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場”

(3)安全週間及び準備期間中の取組

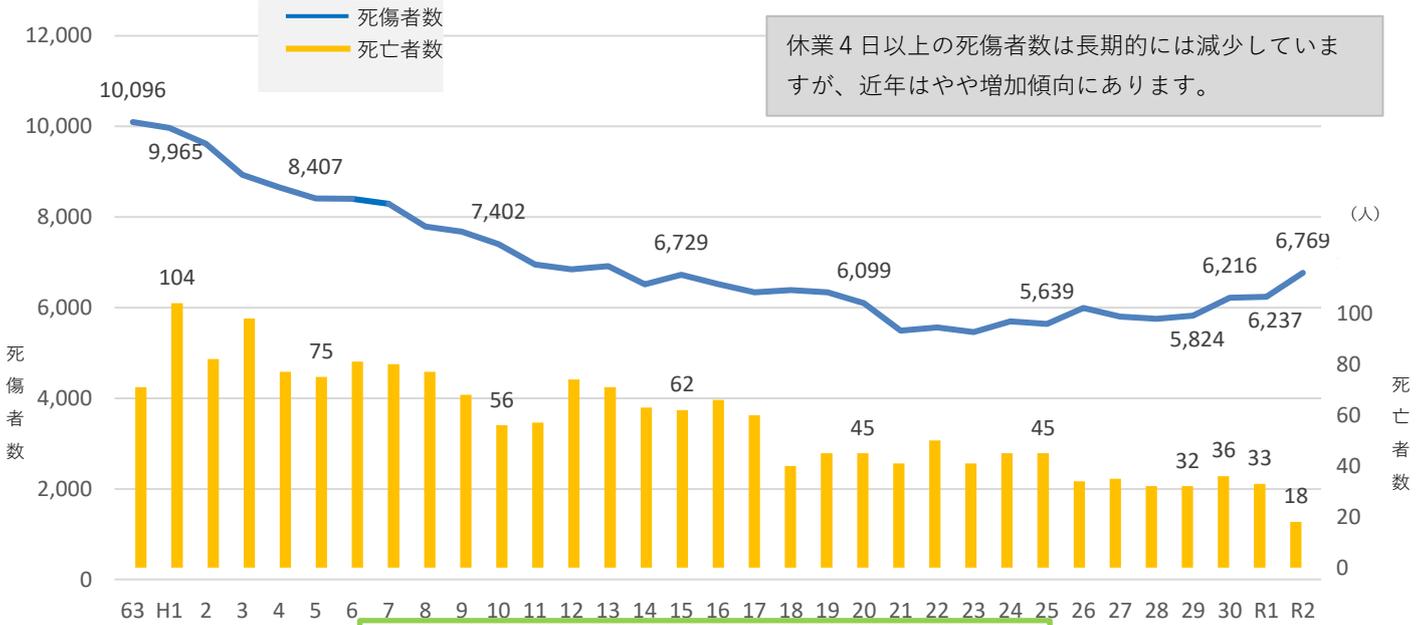
ア 埼玉労働局及び管内各労働基準監督署は、事業場における安全意識の高揚と安全活動の定着が図られるよう、あらゆる機会を通じて周知啓発を行ってまいります。

イ 特に、労働災害による死傷者数の増加割合が高い「社会福祉施設」、「小売業」及び「陸上貨物運送事業」については、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」の普及啓発、「STOP！転倒災害プロジェクト」の推進等について、関係団体への要請に取り組みます。

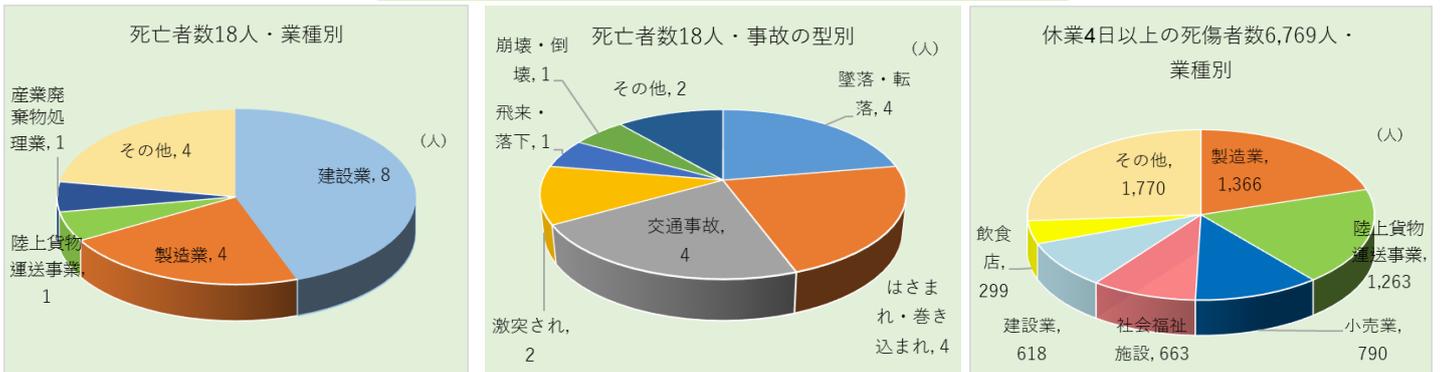
ウ また、これまでも、いわゆる「3つの密」を避けるなど職場における新型コロナウイルス感染症対策について周知啓発を図ってきたところですが、安全週間及び準備期間中の実施に当たっても新型コロナウイルス感染症対策について十分留意しながら取り組んでいただくよう、呼びかけてまいります。

埼玉県内の事業場における労働災害発生状況の推移

資料1-1



①令和2年業種別・事故の型別死亡者数、業種別死傷者



②主な業種別死傷者数の推移



埼玉第 13 次労働災害防止計画のポイント（令和 2 年度一部改訂）

計画期間 平成 30 年度から令和 4 年度まで

計画の目標 ①労働災害による死亡者数の減少

- ・年間死亡者数を平成 29 年と比較して **20%以上減少**（平成 29 年 32 人→**25 人以下**）
- ・計画期間中の累計死亡者数を前期（第 12 次防（H24～H29））と比較して **20%以上減少**（前期 178 人→**142 人以下**）

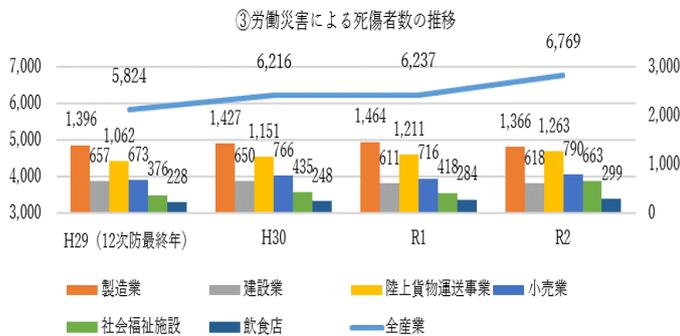
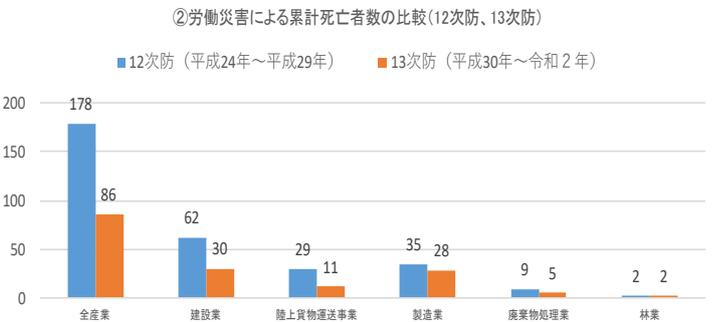
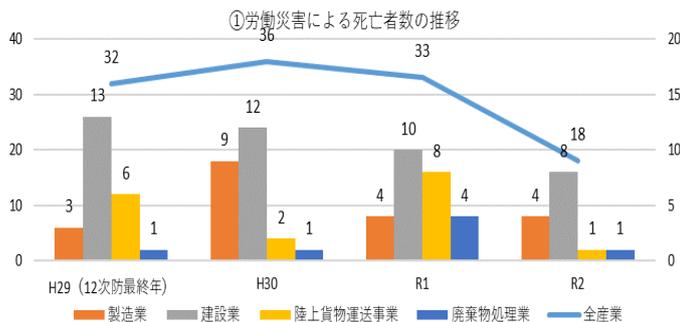
②労働災害による死傷者数の減少

- ・年間死傷者数を平成 29 年と比較して **7%以上減少**（平成 29 年 5,824 人→**5,416 人以下**）

取組のポイント

- ・ 第 12 次防に続き労働災害全体の減少目標に加え、重点対策ごとに数値目標を設定し達成状況を踏まえて対策を展開
- ・ 労働人口の高齢化や就業構造の変化に対応した対策を推進
- ・ メンタルヘルス不調の予防や、疾病を抱えた労働者の治療と仕事の両立などを含めた、健康確保対策の強化

現状と労働災害防止対策



労働災害防止対策

リスクアセスメントの実施の徹底を図り、労働災害が増加傾向にある社会福祉施設等の第三次産業での「転倒」の防止対策、死亡災害が多発している建設業での「墜落・転落」の防止対策、陸上貨物運送事業での荷役作業中災害の防止対策、製造業での「はさまれ・巻き込まれ」の防止対策、廃棄物処理業での収集車の荷台等からの「墜落・転落」、コンベアー作業での「はさまれ・巻き込まれ」の防止対策を一層推進する。

重点業種対策

建設業対策

- ① 年間死亡者数を平成 29 年と比較して、令和 4 年までに 50%以上減少させる（平成 29 年 13 人→6 人以下）
- ② 計画期間中の累計死亡者数を、前期と比較して 20%以上減少させる。（前期 62 人→49 人以下）

- 足場、はしご、屋根等様々な場所からの墜落・転落災害対策を推進
- フルハーネス型墜落防止用保護具の使用の推進
- 関係請負人まで安全衛生経費が確実に渡るよう発注者に要請
- 解体工事での安全の確保、石綿ばく露防止を徹底

陸上貨物運送事業対策

- ① 計画期間中の累計死亡者数を、前期と比較して、20%以上減少させる。（前期 29 人→23 人以下）
- ② 年間死傷者数を、平成 29 年より減少させる。（平成 29 年 1,062 人→1,061 人以下）
- ③ 死傷千人率を、平成 29 年と比較して、7%以上低下させる。（平成 29 年 9.04→8.40 以下）

- 荷役作業の安全対策ガイドラインに基づく、労働災害防止の徹底
- 荷主に対する、荷待ち時間の削減、施設・設備の改善等の支援を要請
- インターネット販売の普及等、荷役の実態に即した対策の推進

製造業対策

- ① 年間死亡者数を、平成 29 年と比較して、20%以上減少させる。
(平成 29 年 3 人→2 人以下)
- ② 計画期間中の累計死亡者数を、前期と比較して、20%以上減少させる。
(前期 35 人→28 人以下)

- 機械設備の本質安全化（機械そのものを安全にすること）により、機械によるはさまれ・巻き込まれ災害を防止
- 施設・設備の経年劣化によるリスクの低減
- 食料品製造業について、職長に対する教育の実施を推進

廃棄物処理業対策

- ① 計画期間中の累計死亡者数を、前期と比較して、20%以上減少させる。
(前期 9 人→7 人以下)

- 収集車の荷台等からの墜落・転落、コンベアー作業等ではさまれ・巻き込まれ災害を防止するための安全対策を徹底
- 安全マニュアルを作成する等して安全作業を徹底
- インターネット販売の普及等、荷役の実態に即した対策の推進

林業対策

- ① 計画期間中の累計死亡者数を、前期と比較して、50%以上減少させる。
(前期 2 人→1 人以下)

- ガイドラインによる安全な伐倒作業等の普及、下肢用保護具の着用の徹底、安全なかかり木処理方法の普及等による、伐木等作業の安全対策の充実強化

小売業、社会福祉施設、飲食店

- ① 年間死傷者数を、平成29年より減少させる。
 - ・小売業 673人→672人以下
 - ・社会福祉施設 376人→375人以下
 - ・飲食店 228人→227人以下
- ② 死傷年千人率を、平成29年と比較して、7%以上低下させる。
 - ・小売業 1.92→1.78以下
 - ・社会福祉施設 2.17→2.01以下
 - ・飲食店 1.37→1.27以下

- 本社・本部による労働災害防止対策への参画を推進
- 「危険の見える化」、リスクアセスメント(RA)による設備改善、KY活動等による危険感受性の向上
- 社会福祉施設における腰痛予防のため、安全衛生教育・介護機器等の導入促進
- 小売業・飲食店における雇入れ時の安全衛生教育の徹底
- 4S、「危険の見える化」、適切な靴の着用等による転倒災害の防止

健康確保・職業性疾病対策

メンタルヘルス対策

【目標】

- ・仕事上の不安、悩み、ストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合を 90%以上
- ・メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を 80%以上
- ・ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を 60%以上

- 法定の健康診断や事後措置、労働者の健康管理に関するトップの取組方針の設定等、企業における健康確保措置を推進
- 産業医・産業保健機能の強化
- 過重労働による健康障害防止対策を推進
- メンタルヘルス不調を未然に防止するための取組、ストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境改善の取組を推進
- 労働者が安心してメンタルヘルス等の相談を受けられる環境の整備
- パワーハラスメント防止対策の推進

化学物質対策

- 【目標】ラベル表示と安全データシート(SDS)を行っている化学物質譲渡・提供者の割合を80%以上

- 通知義務対象以外の物質についても、ラベル表示及び SDS 交付を推進
- 危険有害性が判明していない物質が安易に用いられないよう指導啓発
- RA 結果に基づく作業改善の実効をあげるための支援方法の周知
- 化学物質を取り扱う労働者への安全衛生教育の充実

腰痛・熱中症対策

【目標】

- 腰痛 第三次産業、陸上貨物運送事業の腰痛による死傷者数を令和4年までに平成 29 年よりも減少させる
- 熱中症 死傷者数を 12 次期間と比較して 13 次期間中で 5%以上減少

- 安全衛生教育の確実な実施を推進
- 介護労働者の身体的負担軽減を図る介護機器の導入促進、荷物の積み卸し等の定型的な重筋業務時の身体への負担を軽減する機械等の普及
- WBGT 値測定器の普及、休憩の確保、水分・塩分の補給
- 熱中症予防対策の先進的な取組の紹介、労働者等向け教育ツールの周知

令和2年業種別・事故の型別休業4日以上之死傷者数(埼玉労働局)

	墜落・転落	巻き込まれ・巻き込まれ	飛来・落下	激突	火災	交通事故	崩壊・倒壊	転倒	無動作の反動作・無動作	左記以外	合計	前年合計	前(増減数比)	前(増減率比)
製造業	137	347 (3)	90	46	1	5 (1)	17	274	182	267	1,366 (4)	1464 (4)	-98 (0)	-6.7% (0.0%)
建設業	161 (3)	94 (1)	67	29 (1)		17 (2)	24 (1)	70	56	100	618 (8)	611 (10)	7 (-2)	1.1% (-20%)
陸上貨物運送事業	303 (1)	145	69	64		54	33	195	253	147	1,263 (1)	1211 (8)	52 (-7)	4.3% (-87.5%)
小売業	61	55	24	29		56	12	252	160	141	790	716 (2)	74 (-2)	10.3% (-100.0%)
社会福祉施設	30	16	6	24		10	2	168	222	185	663	418	245	58.6%
飲食店	21	14	9	3		15		86	35	116	299	284	15	5.3%
上記以外	228	126	53 (1)	75 (1)		117 (1)	13	518	271	369 (2)	1,770 (5)	1,533 (9)	237 (-4)	15.5% (-44.4%)
全産業	941 (4)	797 (4)	318 (1)	270 (2)	1	274 (4)	101 (1)	1,563	1,179	1,325 (2)	6,769 (18)	6,237 (33)	532 (-15)	8.5% (-45.5%)
前年合計	940 (10)	827 (5)	326 (1)	263 (1)	2 (1)	324 (6)	129 (3)	1,391 (1)	971	1,064 (5)	6,237 (33)			
前年比(増減数)	1 (-6)	-30 (-1)	-8 (0)	7 (1)	-1 (-1)	-50 (-2)	-28 (-2)	172 (-1)	208	261 (-3)	532 (-15)			
前年比(増減率)	0.1% (-60.0%)	-3.6% (-20.0%)	-2.5% (0.0%)	2.7% (100.0%)	-50.0% (-100.0%)	-15.4% (-33.3%)	-21.7% (-66.7%)	12.4% (-100.0%)	21.4%	24.5% (-60.0%)	8.5% (-45.5%)			

資料 労働者死傷病報告 ()内は死亡者数で内数である。

令和2年 死亡災害発生状況

資料3

埼玉労働局
(人)

業種別(同期比較)

		業 種 別 累 計			
業 種		平成30年	令和元年	令和2年	増減
製 造 業		9	4	4	
建 設 業		12	10	8	-2
陸上貨物運送事業		2	8	1	-7
林 業		1		1	1
廃棄物処理業		1	3	1	-2
そ の 他		11	8	3	-5
全 産 業		36	33	18	-15

署別(同期比較)

(人)

		署 別 累 計							
監 督 署		平成30年		令和元年		令和2年		増減	
			交通事故		交通事故		交通事故		交通事故
さいたま		10	2	7	1	3	1	-4	
川 口		5		1		1			
熊 谷		3		8	1	3		-5	-1
川 越		5		2	1	2			-1
春 日 部		7	2	9	2	6	2	-3	
所 沢		4	1	5	1	2	1	-3	
行 田				1				-1	
秩 父		2				1		1	
全 署 合 計		36	5	33	6	18	4	-15	-2

業種別・事故の型別 (令和2年)

(人)

業 種	事故の型	墜落・転落	巻き込まれ・はさまれ	飛来・落下	激突され	火災	交通事故	崩壊・倒壊	転倒	その他	合計	前年合計	前年比
		製 造 業			3				1				4
建 設 業		3	1		1		2	1			8	10	-2
陸上貨物運送事業		1									1	8	-7
林 業					1						1		1
廃棄物処理業										1	1	3	-2
そ の 他				1			1			1	3	8	-5
合 計		4	4	1	2		4	1		2	18	33	-15
前 年 合 計		10	5	1	1	1	6	3	1	5	33		
前 年 比		-6	-1		1	-1	-2	-2	-1	-3	-15		

(注) 令和2年死者数は前年同期比 **45.5%**減少である。

陸上貨物運送事業とは、道路貨物運送業及び貨物取扱業をいう。

廃棄物処理業とは、産業廃棄物処理業及びその他の廃棄物処理業をいう。

同期比較は集計日によるものである。

令和2年の休業4日以上死傷者数のうち、新型コロナウイルス感染症にかかるものは265人であり、その内訳は①医療保健業121人②社会福祉施設107人③その他37人である。
 ※「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」(埼玉労働局ホームページからダウンロード)を活用して感染拡大防止を推進してください。

令和元年2年埼玉県内の事業場における業種別・署別労働災害発生状況(休業4日以上・死亡)

各年翌年3月末集計 (確定版)

埼玉労働局労働基準部健康安全課

署別	さいたま				川口				熊谷				川越				春日部				所沢				行田				秩父				合計							
	令和元年		令和2年		令和元年		令和2年		令和元年		令和2年		令和元年		令和2年		令和元年		令和2年		令和元年		令和2年		令和元年		令和2年		令和元年		令和2年		増減		増減率					
	休業4日以上	死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	死亡								
製造業	食料品	51	58	33	17	64	55	90	77	101	96	1	81	85	36	36	5	2	461	0	426	1	-35	1	-7.6%	100.0%														
	繊維製品	1	4	3	3	2	0	0	2	5	3	0	0	1	4	3	3	0	18	0	16	0	-2	0	-11.1%															
	木材木製品	4	9	1	2	5	6	13	7	6	12	5	4	1	1	1	4	36	0	45	0	9	0	25.0%																
	パルプ紙製品	9	1	5	10	7	4	8	8	30	21	9	10	1	2	4	0	0	75	1	59	1	-16	0	-21.3%	0.0%														
	印刷・製本	13	17	12	19	1	6	3	4	9	8	14	8	3	3	0	0	55	0	65	0	10	0	18.2%																
	化学工業	17	6	10	7	20	27	18	14	36	40	14	9	10	9	1	2	126	0	114	0	-12	0	-9.5%																
	窯業土石製品	2	7	4	2	20	1	8	8	9	8	8	6	5	3	2	1	0	52	1	41	0	-11	-1	-21.2%	-100.0%														
	非鉄精錬	1	3	9	6	5	7	9	5	9	8	5	5	1	5	0	0	39	0	39	0	0	0	0.0%																
	鋳物	4	5	11	14	0	0	1	1	1	4	0	0	5	2	0	0	22	0	26	0	4	0	18.2%																
	金属製品	24	13	32	1	32	20	1	24	1	26	27	68	68	25	20	1	8	198	1	196	1	-2	0	-1.0%	0.0%														
	一般機械器具	12	13	14	1	16	1	7	3	10	10	19	12	12	6	5	3	1	80	0	63	1	-17	1	-21.3%	100.0%														
	電気製品	8	8	5	3	8	6	6	5	9	8	7	9	2	2	2	3	47	0	44	0	-3	0	-6.4%																
	輸送用機械器具	8	7	3	3	19	11	23	15	15	10	13	9	6	6	2	1	89	0	62	0	-27	0	-30.3%																
	その他	36	33	13	18	11	14	12	15	44	1	40	47	41	3	6	0	3	166	1	170	0	4	-1	2.4%	-100.0%														
小計	190	1	188	0	160	1	149	1	189	1	171	1	227	0	199	0	360	1	338	1	238	0	212	1	82	0	90	0	18	0	19	0	1,464	4	1,366	4	-98	0	-6.7%	0.0%
鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6	0	0	0	-6	0	-100.0%															
建設業	土木工事業	29	24	13	8	7	1	16	16	13	33	1	34	1	16	1	20	5	10	4	4	123	3	129	1	6	-2	4.9%	-66.7%											
	建築工事業	94	3	92	1	33	35	23	24	35	50	1	72	1	75	2	58	45	1	11	17	2	5	328	4	343	5	15	1	4.6%	25.0%									
	木造建築工事業	19	1	20	4	10	12	4	10	9	1	4	5	11	6	3	3	2	65	1	57	1	-8	0	-12.3%	0.0%														
	その他	38	1	24	1	16	11	12	1	7	29	0	25	45	1	48	1	15	26	3	0	4	2	1	160	3	146	2	-14	-1	-8.8%	-33.3%								
小計	161	4	140	2	62	0	54	0	42	2	47	0	80	0	88	1	150	3	157	4	89	1	91	1	19	0	31	8	10	0	611	10	618	8	7	-2	1.1%	-20.0%		
交通運輸事業	26	29	7	7	6	3	10	12	5	11	14	21	3	1	0	0	71	0	84	0	13	0	18.3%																	
陸上貨物運送事業	237	244	168	165	96	3	68	146	139	1	361	2	393	0	129	2	145	59	1	96	15	13	1,211	8	1,263	1	52	-7	4.3%	-87.5%										
農林業	7	7	0	0	8	6	1	2	4	10	7	7	3	2	3	4	1	33	0	38	1	5	1	15.2%	100.0%															
林業	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	3	0	0	3	4	1	5	0	7	1	2	1	40.0%	100.0%															
商業等の第三次産業	商業	278	1	302	105	146	62	60	131	1	166	264	1	248	104	117	33	33	987	3	1,079	0	92	-3	9.3%	-100.0%														
	小売業	210	232	62	85	48	50	100	133	179	170	83	97	24	17	10	6	716	0	790	0	74	0	10.3%																
	新聞販売	16	1	11	4	9	5	5	14	9	18	1	22	8	9	5	2	72	2	68	0	-4	-2	-5.6%	-100.0%															
	金融広告業	13	12	1	4	6	8	5	6	3	7	1	15	9	6	2	1	50	1	49	1	-1	0	-2.0%	0.0%															
	郵便業	38	46	4	2	15	14	26	26	31	1	32	22	25	7	1	3	146	1	148	0	2	-1	1.4%	-100.0%															
	保健衛生業	161	272	60	142	57	70	74	124	107	142	72	158	15	28	15	8	561	0	944	0	383	0	68.3%																
	医療保健業	41	84	11	36	15	12	18	32	17	47	20	51	3	6	4	2	129	0	270	0	141	0	109.3%																
	社会福祉施設	118	186	49	106	42	58	53	90	84	92	50	103	12	22	10	6	418	0	663	0	245	0	58.6%																
	接客娯楽業	129	113	36	42	30	29	64	86	89	83	60	60	14	10	4	4	426	0	427	0	1	0	0.2%																
	飲食店	95	83	27	33	19	17	35	49	68	68	29	42	9	7	2	0	284	0	299	0	15	0	5.3%																
	ゴルフ場	5	6	1	1	7	6	25	33	0	0	22	15	1	0	1	1	62	0	62	0	0	0	0.0%																
	清掃・と畜業	115	1	124	0	30	38	29	1	26	1	25	1	43	71	82	55	2	51	0	13	8	3	0	341	5	372	1	31	-4	9.1%	-80.0%								
ビルメンテナンス	75	87	20	23	8	8	12	17	16	14	18	20	1	2	1	0	151	0	171	0	20	0	13.2%																	
廃棄物処理業	31	1	26	6	7	17	1	12	1	11	19	50	61	35	2	24	12	6	6	2	0	164	4	155	1	-9	-3	-5.5%	-75.0%											
警備業	33	39	4	1	6	4	1	16	16	12	19	8	10	1	0	0	80	0	89	1	9	1	11.3%	100.0%																
上記以外	99	84	31	44	16	1	14	38	39	42	55	1	17	47	6	8	1	250	1	292	1	42	0	16.8%	0.0%															
合計	1,487	7	1,600	3	671	1	796	1	564	8	517	3	844	2	943	2	1,503	9	1,585	6	824	5	950	2	257	1	309	0	87	0	69	1	6,237	33	6,769	18	532	-15	8.5%	-45.5%

(注) 1)この表は労働者死傷病報告による休業4日以上死傷者数である。2)陸上貨物運送事業とは、道路貨物運送業及び貨物取扱業をいう。3)廃棄物処理業とは、産業廃棄物処理業及びその他の廃棄物処理業をいう。

令和3年度全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で94回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しており、令和2年の労働災害による死亡者数は3年連続で過去最少となる見込みである。

一方、休業4日以上の労働災害による死傷者数は、高齢者の労働災害、転倒災害や「動作の反動・無理な動作」による労働災害が年々増加していることに加え、新型コロナウイルス感染症の罹患による労働災害の増加により、平成14年以降で最多となる見込みである。

このような状況において労働災害を減少させるためには、働く高齢者の増加等の就業構造の変化や新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う社会情勢の変化等に対応し、将来を見据えた持続可能な安全管理を継続して実施していく必要がある。

これにより、すべての働く方が安心して安全に働くことのできる職場の実現を目指すことを決意して、令和3年度全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場

2 期 間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。実施にあたっては、マスク着用、手指消毒、いわゆる「3つの密」を避けるようにする等、新型コロナウイルス感染症に対する基本的な感染防止対策を徹底することはもとより、各自治体等の要請等に

従う。

- (1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報を行う。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

9 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。実施にあたっては、マスク着用、手指消毒、いわゆる「3つの密」を避けるようにする等、新型コロナウイルス感染症に対する基本的な感染防止対策を徹底することはもとより、各自治体等の要請や業界団体が作成する「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」等に従う。

- (1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項
 - ①安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
 - ②安全パトロールによる職場の総点検の実施
 - ③安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
 - ④労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
 - ⑤緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
 - ⑥「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施
- (2) 継続的に実施する事項
 - ① 安全衛生活動の推進
 - ア 安全衛生管理体制の確立
 - (ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
 - (イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
 - (ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
 - (エ) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
 - イ 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
 - (ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
 - (イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
 - (ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
 - (エ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

ウ 自主的な安全衛生活動の促進

- (ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
- (イ) 職場巡視、4 S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ リスクアセスメントの実施

- (ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- (イ) SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進（「ラベルでアクション」の取組の推進）

オ その他の取組

- (ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- (イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実
- (ウ) 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

② 業種の特性に応じた労働災害防止対策

ア 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

- (ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
- (イ) 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知
- (ウ) 職場点検、4 S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化
- (エ) 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発

イ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

- (ア) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施
- (イ) 積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施
- (ウ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
- (エ) トラックの逸走防止措置の実施
- (オ) トラック後退時の後方確認、立ち入り制限の実施

ウ 建設業における労働災害防止対策

- (ア) 一般的事項
 - a 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止用器具の積極的な導入と適切な使用
 - b 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
 - c 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
 - d 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
- (イ) 自然災害からの復旧・復興工事の労働災害防止対策
 - a 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
 - b 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

エ 製造業における労働災害防止対策

- (ア) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
- (イ) 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進

- (ウ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- (エ) 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- (オ) 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

オ 林業の労働災害防止対策

- (ア) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
- (イ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

③ 業種横断的な労働災害防止対策

ア 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

- (ア) 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく措置の実施
- (イ) 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
- (ウ) 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
- (エ) 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施

イ 転倒災害防止対策（STOP！転倒災害プロジェクト）

- (ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- (イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- (ウ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進
- (エ) 転倒災害防止のため安全衛生教育時における視聴覚教材の活用

ウ 交通労働災害防止対策

- (ア) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
- (イ) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
- (ウ) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
- (エ) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

エ 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）

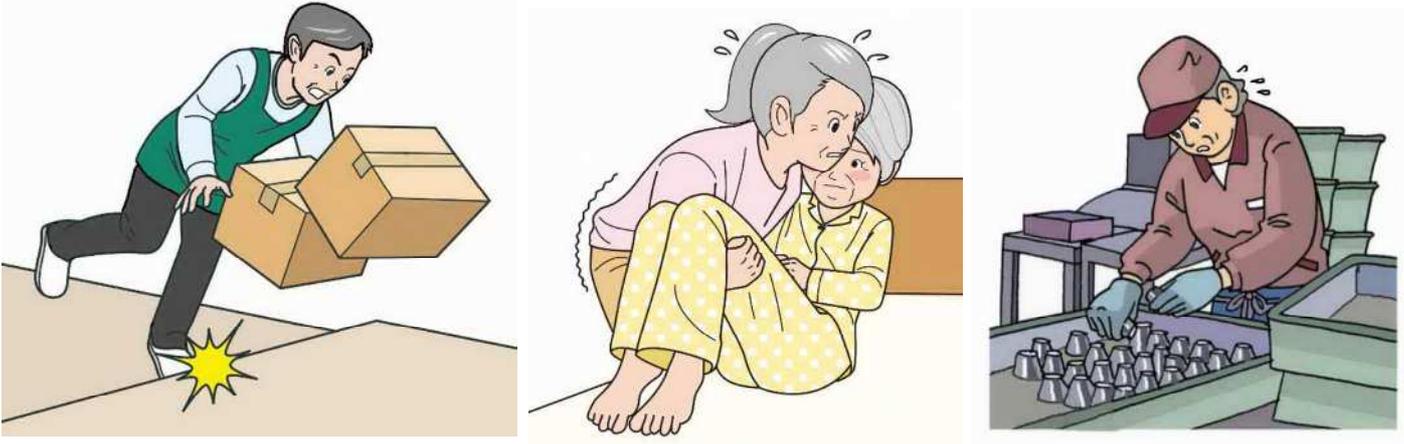
- (ア) WBGT値（暑さ指数）の把握とその結果に基づく適正な作業環境管理、休憩時間の確保を含む作業管理の実施
- (イ) 計画的な熱への順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）の設定
- (ウ) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取
- (エ) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患（糖尿病等）を有する者に対する配慮、日常の健康管理や健康状態の確認
- (オ) 熱中症予防に関する教育の実施
- (カ) 異常時の速やかな病院への搬送や救急隊の要請
- (キ) 熱中症予防管理者の選任と職場巡視等

エイジフレンドリーガイドライン

(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

厚生労働省では、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」)を策定しました。

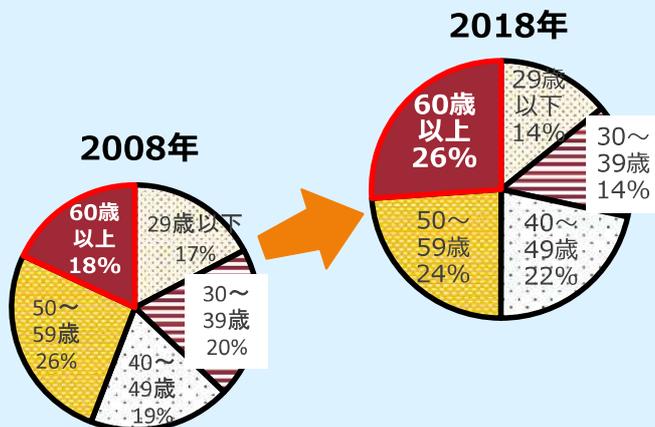
働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。



働く高齢者が増えています。60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍に増加。特に商業や保健衛生業をはじめとする第三次産業で増加しています。

こうした中、労働災害による死傷者数では60歳以上の労働者が占める割合は26%（2018年）で増加傾向にあります。労働災害発生率は、若年層に比べ高齢層で相対的に高くなり、中でも、転倒災害、墜落・転落災害の発生率が若年層に比べ高く、女性で顕著です。

<年齢別死傷災害発生状況（休業4日以上）>



高齢者は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も長期化しやすいことが分かっています。

体力に自信がない人や仕事に慣れていない人を含めすべての働く人の労働災害防止を図るためにも、職場環境改善の取組が重要です。

<年齢別・男女別の労働災害発生率 2018年>



<年齢別の休業見込み期間の長さ>



出典：労働力調査、労働者死傷病報告

このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、請負契約により就業する高齢者に対し、このガイドラインを参考として取組を行ってください。

ガイドラインの概要

このガイドラインは、高齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示したものです。全文はこちら→

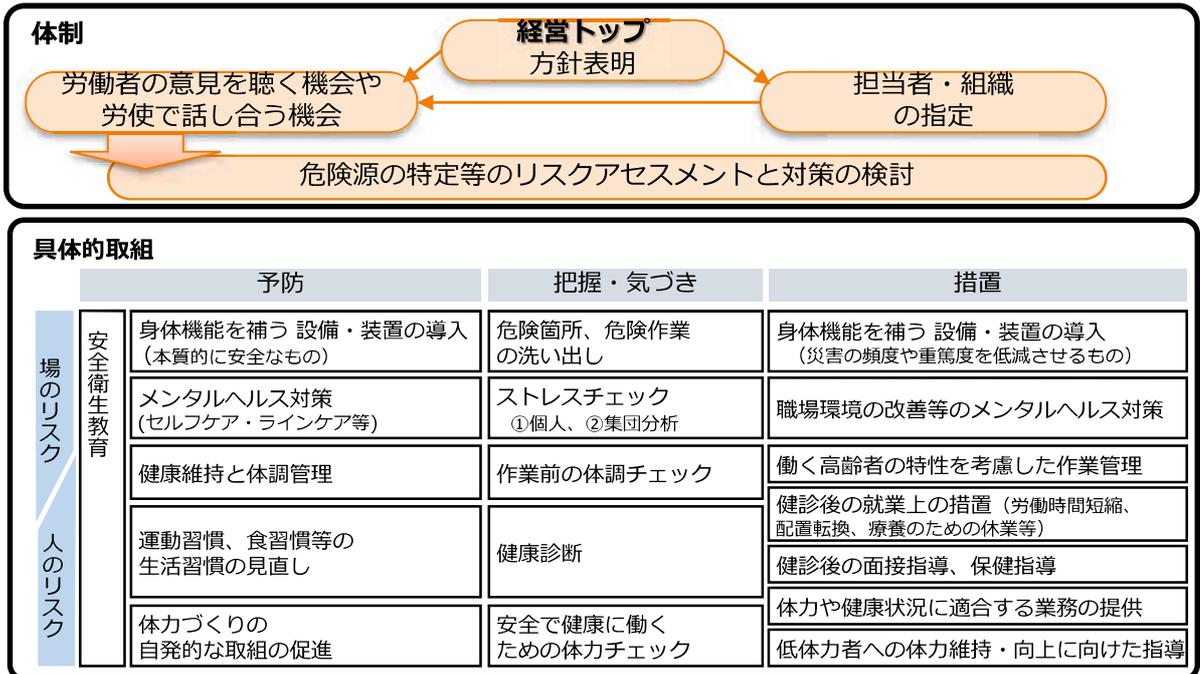
令和2年3月16日付け基安発0316第1号
「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」



事業者求められる事項

事業者は、以下の1～5について、高齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、国や関係団体等による支援も活用して、**実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むように努めてください。**

事業場における安全衛生管理の基本的体制と具体的取組の体系を図解すると次のようになります。



1 安全衛生管理体制の確立

ア 経営トップによる方針表明と体制整備

- ・企業の経営トップが高齢者労働災害防止対策に取り組む方針を表明します
- ・対策の担当者や組織を指定して体制を明確化します
- ・対策について労働者の意見を聴く機会や、労使で話し合う機会を設けます



※考慮事項※

- ・高齢労働者が、職場で気付いた労働安全衛生に関するリスクや働く上で負担に感じていること、自身の不調等を相談できるよう、社内に相談窓口を設置したり、孤立することなくチームに溶け込んで何でも話せる風通しの良い職場風土づくりが効果的です

イ 危険源の特定等のリスクアセスメントの実施

- ・高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
- ・リスクアセスメントの結果を踏まえ、2以降の具体的事項を参考に取組事項を決定します

※考慮事項※

- ・職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です→
- ・必要に応じフレイルやロコモティブシンドロームについても考慮します

※フレイル：加齢とともに、筋力や認知機能等の心身の活力が低下し、生活機能障害や要介護状態等の危険性が高くなった状態

※ロコモティブシンドローム：年齢とともに骨や関節、筋肉等運動器の衰えが原因で「立つ」、「歩く」といった機能（移動機能）が低下している状態

- ・社会福祉施設、飲食店等での家庭生活と同様の作業にもリスクが潜んでいます



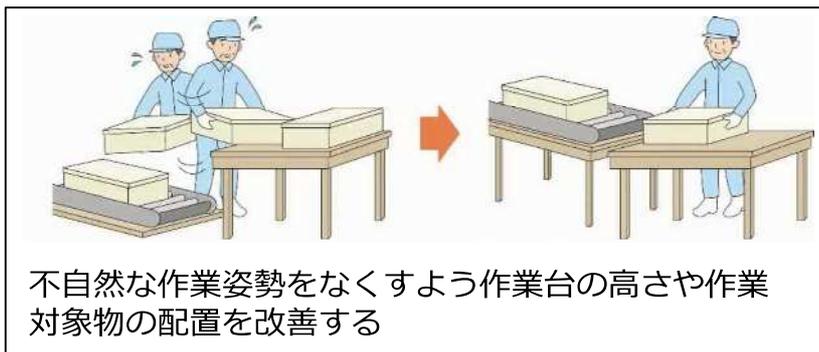
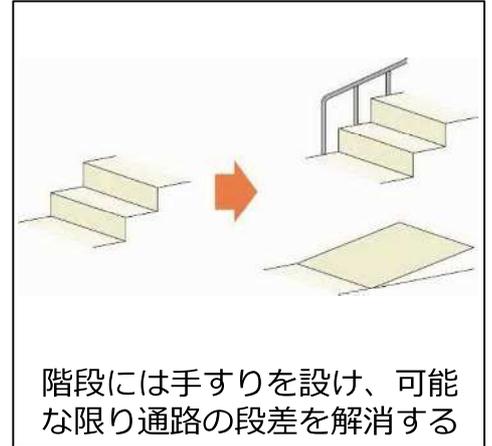
ガイドラインの概要

2 職場環境の改善

(1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）

- ・高齢者でも安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を検討し、必要な対策を講じます
- ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

↓対策の例↓



その他の例

- ・床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材（床材や階段用シート）を採用する
- ・熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等のIoT機器を利用する
- ・パワーアシストスーツ等を導入する
- ・パソコンを用いた情報機器作業では、照明、文字サイズの調整、必要な眼鏡の使用等により作業姿勢を確保する 等

ガイドラインの概要

(2) 高齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

- ・ 敏捷性や持久性、筋力の低下等の高齢労働者の特性を考慮して、作業内容等の見直しを検討し、実施します
- ・ 以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

▼対策の例▼

<共通的な事項>

- ・ 事業場の状況に応じて、勤務形態や勤務時間を工夫することで高齢労働者が就労しやすくします（短時間勤務、隔日勤務、交替制勤務等）

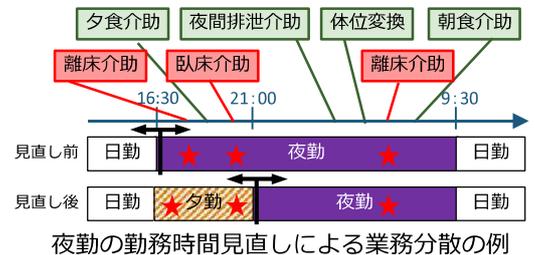
- ・ ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等に配慮した作業マニュアルを策定します
- ・ 注意力や集中力を必要とする作業について作業時間を考慮します
- ・ 身体的な負担の大きな作業では、定期的な休憩の導入や作業休止時間の運用を図ります

<暑熱な環境への対応>

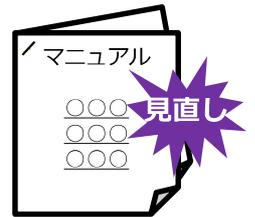
- ・ 一般に年齢とともに暑い環境に対処しにくくなるので、意識的な水分補給を推奨します
- ・ 始業時の体調確認を行い、体調不良時に速やかに申し出るよう日常的に指導します

<情報機器作業への対応>

- ・ データ入力作業等相当程度拘束性がある作業では、個々の労働者の特性に配慮した無理のない業務量とします



夜勤の勤務時間見直しによる業務分散の例



3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

(1) 健康状況の把握

- ・ 労働安全衛生法で定める雇入時および定期的健康診断を確実に実施します
- ・ その他、以下に掲げる例を参考に、高齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます

▼取組の例▼

- ・ 労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者が、地域の健康診断等（特定健康診査等）の受診を希望する場合、勤務時間の変更や休暇の取得について柔軟に対応します
- ・ 労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者に対して、事業場の実情に応じて、健康診断を実施するよう努めます



ガイドラインの概要

(2) 体力の状況の把握

- ・高年齢労働者の労働災害を防止する観点から、事業者、高年齢労働者双方が体力の状況を客観的に把握し、事業者はその体力にあった作業に従事させるとともに、高年齢労働者が自らの身体機能の維持向上に取り組めるよう、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます
- ・体力チェックの対象となる労働者から理解が得られるよう、わかりやすく丁寧に体力チェックの目的を説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜その方針を見直します

▼対策の例▼

- ・加齢による心身の衰えのチェック項目（フレイルチェック）等を導入します
- ・厚生労働省作成の「転倒等リスク評価セルフチェック票」等を活用します
- ・事業場の働き方や作業ルールにあわせた体力チェックを実施します。この場合、安全作業に必要な体力について定量的に測定する手法と評価基準は、安全衛生委員会等の審議を踏まえてルール化するようにします

✿考慮事項✿

- ・体力チェックの評価基準を設ける場合は、合理的な水準に設定し、安全に行うために必要な体力の水準に満たない労働者がいる場合は、その労働者の体力でも安全に作業できるよう職場環境の改善に取り組むとともに、労働者も必要な体力の維持向上の取組が必要で

転倒等リスク評価セルフチェック票

体力チェックの一例 詳しい内容は→

I 身体機能計測結果

① 2ステップテスト（歩行能力・筋力）
あなたの結果は cm / cm(身長) =
下の評価表に当てはめると→ 評価

評価	1	2	3	4	5
結果 / 身長	~1.24	1.25 ~1.38	1.39 ~1.46	1.47 ~1.66	1.66~

② 屈位ステップテスト（敏捷性）
あなたの結果は 回 / 20秒
下の評価表に当てはめると→ 評価

評価	1	2	3	4	5
(回)	~24	25 ~28	29 ~43	44 ~47	48~

③ フังก์ショナルリーチ（動的バランス）
あなたの結果は cm
下の評価表に当てはめると→ 評価

評価	1	2	3	4	5
(cm)	~19	20 ~29	30 ~35	36 ~39	40~

④ 閉眼片足立ち（静的バランス）
あなたの結果は 秒
下の評価表に当てはめると→ 評価

評価	1	2	3	4	5
(秒)	~7	7.1 ~17	17.1 ~55	55.1 ~90	90.1~

⑤ 開眼片足立ち（静的バランス）
あなたの結果は 秒
下の評価表に当てはめると→ 評価

評価	1	2	3	4	5
(秒)	~15	15.1 ~30	30.1 ~84	84.1 ~120	120.1~

II 質問票（身体的特性）

質問内容	あなたの回答NO	合計	評価	評価
1. 人ごみ中、正面から来た人へのつまずき、よけて歩きますか				① 歩行能力(筋力)
2. 両年代に比べて体力に自信はありますか				② 敏捷性
3. 突発的な事象に対する体の反応は高レベルだと思いますか				③ 静的バランス
4. 歩行中、小石、段差などを引っ掛けたとき、まっすぐに歩かなくなると思いますか				④ 動的バランス
5. 歩道で立ったまま膝下を壁にこすることができると思いますか				⑤ 敏捷性
6. 一歩踏み出した瞬間の上を、後足は歩行で簡単に歩くと感じますか				⑥ 静的バランス(視覚)
7. 足を踏んで歩道でつかいづつ歩いている状態ですか				⑦ 動的バランス(聴覚)
8. 簡単に滑って、つまずくかと思うくらいなつまずきがありますか				⑧ 静的バランス(視覚)
9. 足を踏んで歩道でつかいづつ歩いている状態ですか				⑨ 動的バランス(聴覚)

合計の数 評価値

2~3	1
4~5	2
6~7	3
8~9	4
10	5

III レーダーチャート

評価結果を転記し録で結びます
(Iの身体機能計測結果を黒字、IIの質問票(身体的特性)は赤字で記入)

身体機能計測の評価数字を IIIのレーダーチャートに黒字で記入

(3) 健康や体力の状況に関する情報の取扱い

健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

また、労働者の体力の状況の把握に当たっては、個々の労働者に対する不利益な取扱いを防ぐため、労働者自身の同意の取得方法や情報の取扱い方法等の事業場内手続について安全衛生委員会等の場を活用して定める必要があります。

エイジフレンドリーガイドラインの概要

4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- (1) 個々の高齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた措置
脳・心臓疾患が起こる確率は加齢にしたがって徐々に増加するとされており、高齢労働者については基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます



※考慮事項※

- ・業務の軽減等の就業上の措置を実施する場合は、高齢労働者に状況を確認して、十分な話し合いを通じて本人の理解が得られるよう努めます

- (2) 高齢労働者の状況に応じた業務の提供
健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するとされており、個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます

※考慮事項※

- ・疾病を抱えながら働き続けることを希望する高齢者の治療と仕事の両立を考慮します
- ・ワークシェアリングで健康や体力の状況や働き方のニーズに対応することも考えられます

- (3) 心身両面にわたる健康保持増進措置
- ・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づく取組に努めます
 - ・集団と個々の高齢労働者を対象として身体機能の維持向上に取り組むよう努めます
 - ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて取り組みます

↓対策の例↓

- ・フレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した健康づくり活動を実施します
- ・体力等の低下した高齢労働者に、身体機能の維持向上の支援を行うよう努めます
例えば、運動する時間や場所への配慮、トレーニング機器の配置等の支援を考えます
- ・健康経営の観点や、コラボヘルスの観点から健康づくりに取り組みます

転倒・腰痛防止視聴覚教材

～転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」～(動画)

他



5 安全衛生教育

- (1) 高齢労働者に対する教育
- ・高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用します
 - ・再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います

※考慮事項※

- ・身体機能の低下によるリスクを自覚し、体力維持や生活習慣の改善の必要性を理解することが重要です
- ・サービス業に多い軽作業や危険と感じられない作業でも、災害に至る可能性があります
- ・勤務シフト等から集合研修が困難な事業場では、視聴覚教材を活用した教育も有効です

- (2) 管理監督者等に対する教育
- ・教育を行う者や管理監督者、共に働く労働者に対しても、高齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます

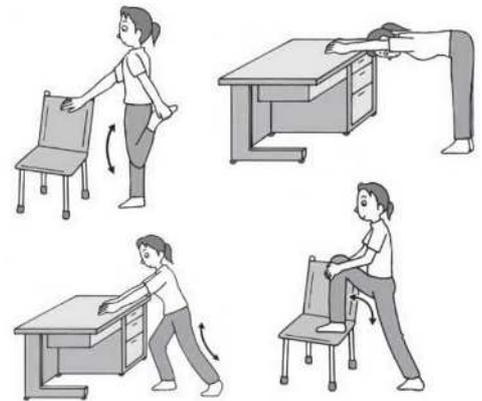
ガイドラインの概要

労働者に求められる事項

生涯にわたり健康で長く活躍できるようにするために、一人ひとりの労働者は、事業者が実施する取組に協力するとともに、**自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組む**ことが必要です。

個々の労働者が、**自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながり得ることを理解し**、労使の協力の下、以下の取組を実情に応じて進めてください。

- ・自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努めます
- ・法定の定期健康診断を必ず受けるとともに、法定の健康診断の対象とならない場合には、地域保健や保険者が行う特定健康診査等を受けるようにします
- ・体力チェック等に参加し、自身の体力の水準を確認します
- ・日ごろからストレッチや軽いスクワット運動等を取り入れ、基礎的体力の維持に取り組みます
- ・適正体重の維持、栄養バランスの良い食事等、食習慣や食行動の改善に取り組みます



ストレッチの例
「介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」より

好事例を参考にしましょう

取組事例を参考にして、自らの事業場の課題と対策を検討してください

➤ 厚生労働省ホームページ

(先進企業) <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000156041.html>

(製造業) <https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/1003-2.html>

➤ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ

<http://www.jeed.or.jp/elderly/data/statistics.html>

国による支援等（令和2年度）

エイジフレンドリー補助金（新設）

高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等に要する費用を補助します 是非ご活用ください
※事業場規模、高齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定（全ての申請者に交付されるものではありません）

1 対象者 60歳以上の高齢労働者を雇用する中小企業等の事業者

2 補助額 補助率2分の1、上限100万円

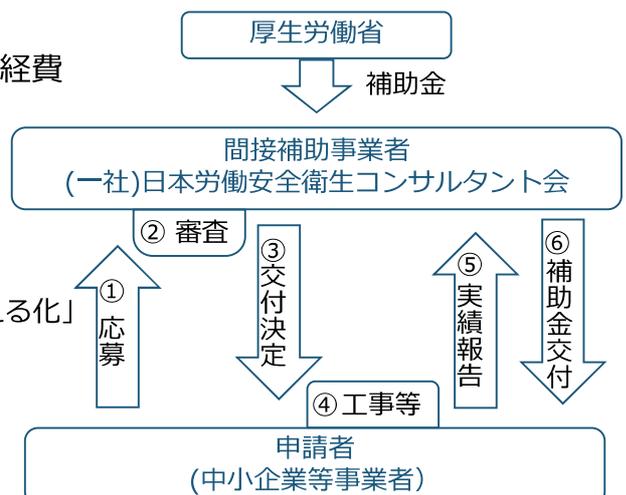
3 対象経費

高齢労働者の労働災害防止のための措置に係る経費

【措置の例】

- 高齢者に優しい施設整備や機械設備の導入等
 - ・作業場内の段差解消
 - ・床や通路の滑り防止
 - ・リフト機器等の導入による人力取扱重量の抑制
- 健康確保のための取組
 - ・高齢労働者の体力低下について気づきを促す取組
 - ・ウェアラブル端末を活用したバイタルデータの「見える化」
- 高齢者の特性に配慮した安全衛生教育

※補助の具体的な条件、応募手続き等の詳細は、厚生労働省ホームページを確認してください。



高齢者の安全衛生対策について個別に相談したいときは

中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援を無料で行います。

現場確認

専門職員が2時間程度で**現場確認**と**ヒアリング**を行い、事業場の安全衛生管理状況の現状を把握します。

費用は
無料です！



結果報告

専門職員が現場確認の結果を踏まえた**アドバイス**を行います。

- ◆ **転倒、腰痛、墜落・転落災害の予防**のアドバイスを行います。
- ◆ **現場巡視における目の付け所**のアドバイスを行います。
- ◆ 災害の芽となる「危険源」を見つけ、**リスク低減の具体的方法**をお伝えします。

労働災害防止団体 問い合わせ先

- ・中央労働災害防止協会
- ・建設業労働災害防止協会
- ・陸上貨物運送事業労働災害防止協会
- ・林業・木材製造業労働災害防止協会
- ・港湾貨物運送事業労働災害防止協会

- 技術支援部業務調整課
- 技術管理部指導課
- 技術管理部
- 教育支援課
- 技術管理部

- 03-3452-6366 (製造業等関係)
- 03-3453-0464 (建設業関係)
- 03-3455-3857 (陸上貨物運送事業関係)
- 03-3452-4981 (林業・木材製造業関係)
- 03-3452-7201 (港湾貨物運送事業関係)

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントによる安全衛生診断

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントは、厚生労働大臣が認めた労働安全・労働衛生のスペシャリストです。事業者の求めに応じて事業場の安全衛生診断等を行います。

【問い合わせ先】 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
電話：03-3453-7935 ホームページ：<https://www.jashcon.or.jp/contents/>

有料

高齢者の戦力化のための条件整備について個別に相談したいときは

高齢者戦力化のための条件整備について
65歳超雇用推進プランナー
高齢者雇用アドバイザー にご相談ください！



65歳超雇用推進プランナー・高齢者雇用アドバイザーは、全国のハローワークと連携して、企業の高齢者雇用促進に向けた取組を支援しています！

65歳超雇用推進プランナー・ 高齢者雇用アドバイザーとは

高齢者の雇用に関する専門的知識や経験等を持っている外部の専門家です。

- 企業の人事労務管理等の諸問題の解決に取り組んだことのある人事労務管理担当経験者
- 経営コンサルタント
- 社会保険労務士
- 中小企業診断士
- 学識経験者
- など



相談・助言

無料

各企業の実情に応じて、以下の項目に対する専門的かつ技術的な**相談・助言**を行っています。

- 人事管理制度の整備に関すること
- 賃金、退職金制度の整備に関すること
- 職場の改善、職域開発に関すること
- 能力開発に関すること
- 健康管理に関すること
- その他高齢者等の雇用問題に関すること

機構HPはこちら



○お近くのお問合せ先は、高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ (<http://www.jeed.or.jp>) からご覧いただけます。
○「65歳超雇用推進事例サイト (<https://www.elder.jeed.or.jp/>)」により、65歳を超える人事制度を導入した企業や健康管理・職場の改善等に取り組む企業事例をホームページにて公開しています。

高齢労働者の労働災害防止対策についての情報は
[厚生労働省ホームページ](#)に掲載しています



(R2.6)

STOP! 転倒災害

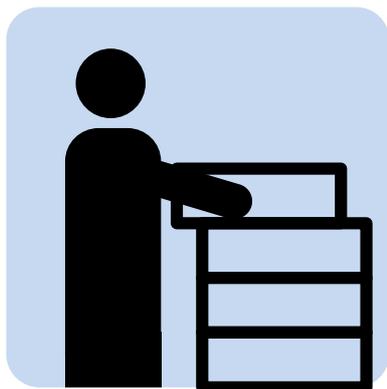
! 3つの転倒予防


 オットット

転倒による労働災害は最も多く、**全体の約25%**

転倒によるケガの**約6割が休業1か月以上**のケガです!!

1 作業場所の 整理整頓



2 作業場所の 清掃



3 毎日の 運動



▶ 転倒災害は、**大きく3種類**に分けられます。
皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？



厚生労働省では「STOP! 転倒災害プロジェクト」を推進しています。
具体的な対策はこちらをチェック!



あなたの職場は大丈夫？

転倒の危険をチェックしてみましょう！

	チェック項目	<input type="checkbox"/>
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3	通路や階段を安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4	靴は、すべりにくくちょうど良いサイズのものを選んでいませんか	<input type="checkbox"/>
5	転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
6	段差のある箇所や滑りやすい場所などに、注意を促す標識をつけていませんか	<input type="checkbox"/>
7	ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか	<input type="checkbox"/>
8	ストレッチや転倒予防のための運動を取り入れていますか	<input type="checkbox"/>
9	転倒を予防するための教育を行っていますか	<input type="checkbox"/>

チェックの結果は、いかがでしたか？

問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイデアを出し合いましょう！

職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す**～取組の5つのポイント～**が実施できているか確認しましょう。
- **～取組の5つのポイント～**は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、「**職場における感染防止対策の実践例**」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。
- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため「**職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト**」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。
- 職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された「**職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー**」にご相談ください。

～取組の5つのポイント～

実施できて いれば <input checked="" type="checkbox"/>	取組の5つのポイント
<input type="checkbox"/>	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
<input type="checkbox"/>	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
<input type="checkbox"/>	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
<input type="checkbox"/>	休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
<input type="checkbox"/>	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

テレワークの積極的な活用について

- 厚生労働省では、テレワーク相談センターにおける相談支援、労働時間管理の留意点等をまとめたガイドラインの周知等を行っています。
- さらに、テレワークの導入にあたって必要なポイント等をわかりやすくまとめたリーフレットも作成し、周知を行っています。
- こうした施策も活用いただきながら、職場や通勤での感染防止のため、テレワークを積極的に進めてください。

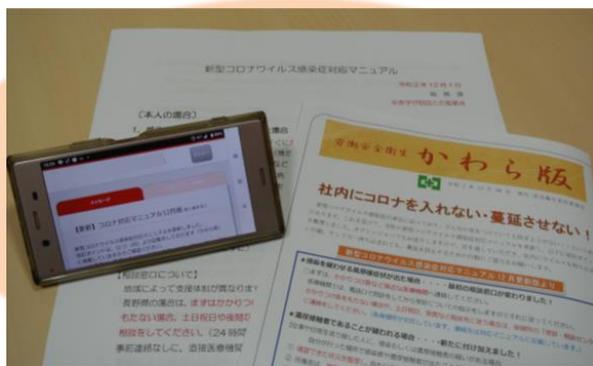
リーフレットは厚生労働省ホームページからダウンロード可能です。



職場における感染防止対策の実践例

○ 体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルール

新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応手順の作成（製造業）



- 感染者が発生した場合の対応手順を定め、社内イントラネットや社内報で共有した。
- [手順]
- ①感染リスクのある社員の自宅待機
- ②濃厚接触者の把握
- ③消毒
- ④関係先への通知など

手順全文は（独）労働者健康安全機構長野産業保健総合支援センターホームページからダウンロード可能です。



体調確認アプリの活用（その他の事業）



- 従業員が日々の体温等の体調を入力し、管理者が入力状況を確認できるアプリを活用して、体調に異常のある者に対して在宅勤務やかかりつけ医への電話相談等の対応を促している。

※本事例では、長崎県健康管理チャットサービス（N-CHAT）を使用

サーマルシステムの導入（社会福祉法人）



- サーマルシステムを施設受付入口に設置し、検温結果が37.5℃以上の者の入場を禁止している。
- 本システムでは、マスクの着用の検知を行い、マスクの未着用者には表示と音声で注意喚起を行う仕組みとなっている。

○ 密とならない工夫

ITを活用した対策（建設業）



- スマートフォン用無線機を導入し、社員同士や作業従事者との会話に活用。3密を避けたコミュニケーションをとるようにした。

ITを活用した説明会の開催（その他の事業）



- WEB方式と対面方式併用のハイブリッドの説明会を開催した。
- 対面での参加者に対しても、席の間隔を空ける、机にアクリル板を設置するなどの対策を行った。

職場における感染防止対策の実践例

○ 感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける取り組み

※ 職場では、特に「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室など）に注意が必要

休憩所での対策（小売業）



- ▶ 休憩室の机の中央を注意喚起付きのパーテーションで区切り、座席も密とならないよう二人掛けにし、対面とならないよう斜めに配置した。

昼休みの時差取得（製造業）

区分	就業時間	休憩時間	労働時間
1直	7:00 ~ 16:00	① 11:00 ~ 12:00	8.0Hr
		② 11:30 ~ 12:30	
2直	16:00 ~ 1:00	① 20:00 ~ 21:00	8.0Hr
		② 20:30 ~ 21:30	

※休憩時間の3密回避のため、時間帯を二つに分けることとする。

- ▶ 休憩時間の3密回避のため、労使協議の上、休憩時間帯を2つに分けることとした。

○ 感染防止のための基本的対策

入館時の手指等の消毒（宿泊業）



- ▶ 宿泊者と従業員の感染防止のため、ホテル入口の消毒液設置場所に、靴底の消毒のためのマットを設置した。

複数人が触る箇所の消毒（製造業）



- ▶ 複数人が触る可能性がある機械のスイッチ類を定期的に消毒することを徹底した。

○ その他の取り組み

外国人労働者への感染防止対策の周知（建設業）

感染防止5 Phòng chống nhiễm khuẩn 5 (Coronavirus)

- 手洗い うがい 確実に！
- 十分とろう 睡眠は！
- 毎朝検温 忘れずに！
- 人混み避けよう！マスクせよ！
- 必ず換気 休憩所！

- Rửa tay súc miệng chắc chắn!
- Có đủ giấc ngủ!
- Đừng quên kiểm tra nhiệt độ mỗi sáng!
- Hãy tránh đám đông! Đeo trên một mặt nạ!
- Hãy chắc chắn để thông gió khu vực còn lại!

- ▶ 建設現場に入場する外国人向け安全衛生の資料に、新型コロナウイルス感染症の注意点を外国語に翻訳したものを掲載し、周知徹底を図った。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- ▶ このチェックリストは、感染症対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的としたものです。
- ▶ 職場での対策が不十分な場合やどのような対策をすればよいかわからない場合には、感染症対策の実践例を参考に検討してください。
- ▶ 項目の中には、業種、業態、職種などにより対応できないものがあるかもしれません。すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。
- ▶ 職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に継続して、実施いただくことが大切です。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

項	目	確認
1 感染予防のための体制		
	・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はいいいえ
	・事業場の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。（衛生管理者、衛生推進者など）	はいいいえ
	・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はいいいえ
	・労働者が感染予防の行動を取るよう指導することを、管理監督者に教育している。	はいいいえ
	・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はいいいえ
	・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はいいいえ
	・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はいいいえ
2 感染防止のための基本的な対策		
(1) 事業場において特に留意すべき事項である「取組の5つのポイント」		
	「取組の5つのポイント」の実施状況を確認し、職場での対応を検討の上、実施している。	はいいいえ
(2) 感染防止のための3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い		
	・人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けることを求めている。	はいいいえ
	・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はいいいえ
	・外出時、屋内にいるときや会話をするとき、密がなくてもマスクの着用を求めている。	はいいいえ

チェックリストは
厚生労働省
ホームページから
ダウンロード可能です。



職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー連絡先

受付時間

平日（月～金曜日）

午前 8:30～午後 5:15

北海道	011-709-2311	石川	076-265-4424	岡山	086-225-2013
青森	017-734-4113	福井	0776-22-2657	広島	082-221-9243
岩手	019-604-3007	山梨	055-225-2855	山口	083-995-0373
宮城	022-299-8839	長野	026-223-0554	徳島	088-652-9164
秋田	018-862-6683	岐阜	058-245-8103	香川	087-811-8920
山形	023-624-8223	静岡	054-254-6314	愛媛	089-935-5204
福島	024-536-4603	愛知	052-972-0256	高知	088-885-6023
茨城	029-224-6215	三重	059-226-2107	福岡	092-411-4798
栃木	028-634-9117	滋賀	077-522-6650	佐賀	0952-32-7176
群馬	027-896-4736	京都	075-241-3216	長崎	095-801-0032
埼玉	048-600-6206	大阪	06-6949-6500	熊本	096-355-3186
千葉	043-221-4312	兵庫	078-367-9153	大分	097-536-3213
東京	03-3512-1616	奈良	0742-32-0205	宮崎	0985-38-8835
神奈川	045-211-7353	和歌山	073-488-1151	鹿児島	099-223-8279
新潟	025-288-3505	鳥取	0857-29-1704	沖縄	098-868-4402
富山	076-432-2731	島根	0852-31-1157		

※雇用調整助成金の特例措置に関するお問い合わせはこちら

＜学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金＞

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- このチェックリストは、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策の実施状況について確認いただくことを目的としています。
- 項目の中には、業種、業態、職種等によっては対応できないものがあるかもしれません。ですので、すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。**職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐに行えることを確実に実施**いただくことが大切です。
- 確認した結果は、**衛生委員会等に報告**し、対策が不十分な点があれば調査審議いただき、改善に繋がってください。また、その**結果について全ての労働者が確認できるように**してください。
衛生委員会等が設置されていない事業場においては、事業者による自主点検用に用いて下さい。
※ 都道府県労働局、労働基準監督署に報告いただく必要はありません。

項	目	確認
1 感染予防のための体制		
	・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はい・いいえ
	・事業場の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。(衛生管理者、衛生推進者など)	はい・いいえ
	・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・労働者が感染予防の行動を取るよう指導することを、管理監督者に教育している。	はい・いいえ
	・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい・いいえ
	・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はい・いいえ
2 感染防止のための基本的な対策		
(1) 事業場において特に留意すべき事項である「取組の5つのポイント」		
	・「取組の5つのポイント」の実施状況を確認し、職場での対応を検討の上、実施している。	はい・いいえ
(2) 感染防止のための3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い		
	・人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを求めている。	はい・いいえ
	・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はい・いいえ
	・外出時、屋内にいるときや会話をするときに、症状がなくてもマスクの着用を求めている。 ※熱中症のリスクがある場合には、6についても確認してください。	はい・いいえ
	・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うことを求めている(手指消毒薬の使用も可)。	はい・いいえ
	・その他(27)	はい・いいえ

項 目	確認
(3) 三つの密の回避等の徹底	
・三つの密(密集、密接、密閉)を回避する行動について全員に周知し、職場以外も含めて回避の徹底を求めている。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
(4) 日常的な健康状態の確認	
・出勤前に体温を確認するよう全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
・出勤時の確認や労働者の日々の体調を確認できるアプリの活用等により、全員の日々の体調(発熱やだるさを含む風邪症状の有無、味覚や嗅覚の異常の有無等)を確認している。	はい・いいえ
・体調不良時には正直に申告しやすい雰囲気を醸成し、体調不良の訴えがあれば勤務させないこと、正直に申告し休むことで不利益な扱いにしないことを、職場で確認している。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
(5) 一般的な健康確保措置	
・長時間の時間外労働を避けるなど、疲労が蓄積しないように配慮している。	はい・いいえ
・十分な栄養摂取と睡眠の確保について全員に周知し、意識するよう求めている。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
(6) 「新しい生活様式」の実践例で示された「働き方の新しいスタイル」の取組状況について	
・「テレワークやローテーション勤務」を取り入れている。	はい・いいえ
・「時差通勤でゆったりと」を取り入れている。	はい・いいえ
・オフィスの人口密度を減らした「オフィスはひろびろと」を取り入れている。	はい・いいえ
・「会議はオンライン」を取り入れている。	はい・いいえ
・「名刺交換はオンライン」を取り入れている。	はい・いいえ
・「対面での打合せは換気とマスク」を取り入れている。	はい・いいえ
(7) 新型コロナウイルス感染症に対する情報の収集	
・国、地方自治体や一般社団法人日本渡航医学会や公益社団法人日本産業衛生学会等の公益性の高い学会等のホームページ等を通じて最新の情報を収集している。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
3 感染防止のための具体的な対策	
(1) 基本的な対策	
・①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声の「3つの密」を同時に満たす行事等を行わないようにしている。	はい・いいえ
・上記「3つの密」が重ならなくても、リスクを低減させるため、出来る限り「ゼロ密」を目指している。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
(2) 換気の悪い密閉空間の改善	
・季節に応じて、リーフレット「『換気の悪い密閉空間』を改善するための換気の方法」、「熱中症予防に留意した『換気の悪い密閉空間』を改善するための換気の方法」、「冬場における『換気の悪い密閉空間』を改善するための換気の方法」を参照し、適切に換気を行っている。	はい・いいえ
・電車等の公共交通機関の利用に際し、窓開けに協力するよう全員に周知している。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ

項	目	確認
(3) 多くの人が密集する場所の改善		
	・業態に応じて可能な範囲で出勤を抑制するように努めている。	はい・いいえ
	・電車やバス等での他人との密着を防ぐため、時差通勤、自転車通勤、自家用車通勤などの活用を図っている。	はい・いいえ
	・テレビ会議やWeb会議の活用等により、人が集まる形での会議等をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
	・対面での会議やミーティング等を行う場合は、マスクの着用を原則とし、人と人の間隔をできるだけ2m(最低1m)空、可能な限り真正面を避けるようにしている。	はい・いいえ
	・接客業等において、人と人が近距離で対面することが避けられない場所は、労働者にマスクを着用させ、人と人の間にアクリル板、不燃性透明ビニールカーテンなどで遮蔽するようにしている。	はい・いいえ
	・職場外(バスの移動等)でもマスクの着用や、換気、人との間隔を取る等、三つの密を回避するよう努めることとしている。	はい・いいえ
	・休憩時間の3密回避のため、労使協議の上、昼休みを時間差で設定している。	はい・いいえ
	・寄宿舎や社員寮等の労働者が集団で生活する場でも、三つの密(密集、密接、密閉)の回避をはじめとする基本的な感染防止対策を実施するよう、労働者に周知啓発を行っている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(4) 接触感染の防止について		
	・物品・機器等(例:電話、パソコン、デスク等)や治具・工具などについては、複数人での共用をできる限り回避している。共用する場合には使用前後での手洗いや手指消毒を徹底している。	はい・いいえ
	・自由に着席場所を選んで仕事を行うフリーアドレスを導入する場合には、使用前後での消毒、十分な座席間隔の確保、利用状況の記録等を実施することとしている。	はい・いいえ
	・事業所内で複数の労働者が触れることがある物品、機器、治具・工具等について、こまめにアルコール(容量%で60%以上)や界面活性剤や次亜塩素酸ナトリウム0.05%水溶液による清拭消毒を実施することとしている。 ※人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用することは、眼、皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあることから推奨されていません。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(5) 近距離での会話や発声の抑制		
	・職場では、同僚を含む他人と会話する際には、大きな声を出さずに距離をなるべく保持するようにしている。	はい・いいえ
	・外来者、顧客、取引先との対面での接触や近距離での会話をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
	・どうしてもマスクなしで1m以内で会話する必要がある場合は、15分以内に留めるようにしている。	はい・いいえ
	・粉じんや化学物質など、呼吸用保護マスクを装着する必要がある作業では、声で合図連絡する場合にはマスクを外さないように周知している。拡声器使用や伝声板付きのマスク採用が望ましい。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(6) 共用トイレの清掃等について		
	・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行うこととしている。	はい・いいえ
	・トイレの床や壁は次亜塩素酸ナトリウム0.1%水溶液で手袋を用いて清拭消毒する。	はい・いいえ
	・トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示している。(便器内は通常の清掃でよい)	はい・いいえ
	・ペーパータオルを設置するか、個人ごとにタオルを準備する。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ

項	目	確認
(7) 休憩スペース等の利用について		
	・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話を控え、長居しないようにしている。	はい・いいえ
	・休憩スペースは常時換気することに努めている。	はい・いいえ
	・休憩スペースの共有する物品(テーブル、いす、自販機ボタン等)は、定期的に消毒をしている。	はい・いいえ
	・休憩スペースへの入退室の前後に手洗い又は手指の消毒をさせている。	はい・いいえ
	・社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、座る位置を制限している、マスクを外したままの談笑を控えるよう注意喚起している、昼休み等の休憩時間に幅を持たせている、などの工夫をしている。	はい・いいえ
	・社員食堂では感染防止のため、トングやポットなどの共用を避けている。	はい・いいえ
	・喫煙所では同時に利用する人数に制限を設け、手指消毒後に十分乾いてから喫煙するよう指導し、会話をせず喫煙後は速やかに立ち退くことを、利用者に周知し、徹底している。	はい・いいえ
	・その他の共有の施設について、密閉、密集、密接とならないよう利用方法について検討している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(8) ゴミの廃棄について		
	・鼻水、唾液などが付いたゴミ(飲用後の紙コップ、ビン、缶、ペットボトルなどを含む)は、ビニール袋に入れて密閉して廃棄することとしている。	はい・いいえ
	・ゴミを回収する人は、マスク、手袋、保護メガネを着用することとし、作業後は必ず石けんと流水で手洗いをすることとしている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
4 配慮が必要な労働者への対応等		
	・風邪症状等が出た場合は、「出勤しない・させない」の徹底と、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関への電話相談を求めている。	はい・いいえ
	・高齢者や基礎疾患(糖尿病、心不全、慢性呼吸器疾患、慢性腎臓病、高血圧症、がんなど)を有する者などの重症化リスク因子を持つ労働者及び妊娠している労働者や同居家族(同居者)にそうした者がいる労働者については、本人の申出及び産業医等の意見を踏まえ、感染予防のための就業上の配慮(テレワークや時差出勤等)を行っている。	はい・いいえ
	・特に妊娠中の女性労働者が、医師又は助産師からの指導内容について「母健連絡カード」等で申し出た場合、産業医等の意見も勘案の上、作業の制限または出勤の制限(在宅勤務又は休業をいう。)の措置を行っている。	はい・いいえ
	・テレワークを行う場合は、業務とプライベートの切り分けに留意し、上司や同僚とのコミュニケーション方法を検討し、在宅勤務の特性も理解したうえで、運動不足や睡眠リズムの乱れやメンタルヘルスの問題が顕在化しやすいことを念頭において就業させている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
5 新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者(以下「陽性者等」)が出た場合等の対応		
(1) 陽性者等に対する不利益取扱い、差別禁止の明確化		
	・新型コロナウイルスの陽性者等であると判明しても、解雇その他の不利益な取扱いを受けないこと及び差別的な取扱いを禁止することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
(2) 陽性者等が出た場合の対応		
	・新型コロナウイルスに陽性であると判明した場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルスに陽性であると判明した第三者との濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ

項	目	確認
	・新型コロナウイルスに陽性であるとの報告を受け付ける事業場内の部署(担当者)を決め、全員に周知している。また、こうした情報を取り扱う部署(担当者)の取り扱い範囲とプライバシー保護のルールを決め、全員に周知している。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルスに陽性である者と濃厚接触した者が職場内にいた場合にどのような対応をするかルール化し、全員に周知している。	はい・いいえ
	・職場の消毒等が必要になった場合の対応について事前に検討を行っている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(3) その他の対応		
	・濃厚接触者への対応等、必要な相談を受け付けてくれる「保健所」、「帰国者・接触者相談センター」等を確認してある。	はい・いいえ
	・事業場内の診療・保健施設で体調不良者を受け入れる場合は、事業場内での感染拡大の原因となる可能性があることに留意し、医療従事者は標準予防策を遵守し、適切な感染予防体制(受診者のマスク着用、待合や動線を分ける、受診者が一定の距離を保てるよう配慮するなど)を実行している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
6 熱中症の予防(※暑熱作業があるなど熱中症のリスクがある場合に確認してください。)		
	・身体からの発熱を極力抑えるため、作業の身体負荷を減らすとともに、休憩を多くとることの重要性を周知している。	はい・いいえ
	・のどの渇きを感じなくても、労働者に水分・塩分を摂取するよう周知し、徹底を求めている。 ※マスクで口が覆われることにより、のどの渇きを感じにくくなることがあります。	はい・いいえ
	・屋外で人と十分な距離(少なくとも2m以上)が確保できる場合で、大声を出す必要がないときには、マスクをはずすよう周知している。	はい・いいえ

※ ご不明な点がございましたら、お近くの労働局又は労働基準監督署の安全衛生主務課にお問い合わせください。